

個人情報ファイル簿（単票）

【住民課・戸籍係】

個人情報ファイルの名称	戸籍情報システム	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活部住民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務及び戸籍附票事務を行うため	
記録項目	1、氏名 2、生年月日 3、性別 4、住所 5、本籍 6、筆頭者 7、父 8、母 9、養父 10、養母 11、続柄 12、身分事項 13、民刑事項 14、住定日	
記録範囲	府中町本籍人	
記録情報の収集方法	本人、届出義務者、その他法定届出人、市区町村、法務局、検察庁	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 府中町町民生活部住民課	
	(所在地) 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	戸籍法第113条から第117条	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年10月2日